

5 財政改革（第二期財政改革推進計画）

（1） 基本的な考え方

本県においては、これまで、「宮崎県財政改革推進計画」に基づき、様々な財政改革に取り組んできましたが、同計画策定後に地方交付税等の大幅な削減や社会保障関係費の自然増、台風災害による予想外の財政支出等があり、本県財政の現状はさらに厳しさを増しています。

今後、財政健全化へ向けて特段の対策を講じない場合には、財政の中期見通しのとおり、毎年度の多額の収支不足から財政再建団体への転落が懸念されることから、引き続き「第二期」の財政改革に取り組む必要があります。

このため、短期的には、財政再建団体への転落を回避するため、多額の収支不足を圧縮する対策を集中的に実施することとします。

また、中・長期的には、将来世代への負担軽減のため、県債残高を減少に転じさせるとともに、持続的に健全性が確保される財政構造への転換に向けた取組みを推進します。

改革を進めるにあたっては、特に、「多額の一般財源を要する経費」や「優先順位の低い事業の経費」については、政策マネジメントシステムとも連携しながら、休止や廃止することを含め、事業そのもののあり方にまで踏み込んだ見直しを行うこととします。また、必要に応じて組織や制度のあり方についても、聖域なく見直しを行います。

（2） 見直し目標額

見直し目標1

財政の中期見通しでは、平成22年度までの4年間に於いて1,086億円（一般財源ベース）の収支不足額が生じ、平成22年度には基金が枯渇し予算編成が困難となることを見込まれます。財源調整のための基金に頼らない持続性のある財政運営を行うためには、今後4年間に1,086億円（一般財源ベース）の見直しを行う必要があります。

しかしながら、この額の見直しを一度に行うことは、県民生活への多大な影響が予想され非常に困難であることから、中・長期的には収支不足を解消し、持続性のある財政運営を目指しつつも、当面は基金を活用しながら、予算の執行段階での経費節約等も含め、収支不足額の半分程度以上をカバーする600～700億円（4年間累計の一般財源）を見直しの目標額とします。

年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	計
当初予算ベースの収支不足額（一般財源ベース）	238億円	264億円	278億円	306億円	1,086億円

目標1 ～収支不足額を圧縮するための目標

4年間累計の見直し目標額（一般財源ベース）

600～700億円

見直し目標2

収支不足額を圧縮する一方、併せて、事業の再構築や持続可能な健全性のある財政構造へ転換する取組みを進める必要があることから、スクラップ・アンド・ビルドによる重要施策への振替を含め、平成18年度予算から単年度で350億円程度（事業費ベース）の見直しを行うことを2つめの目標とします。

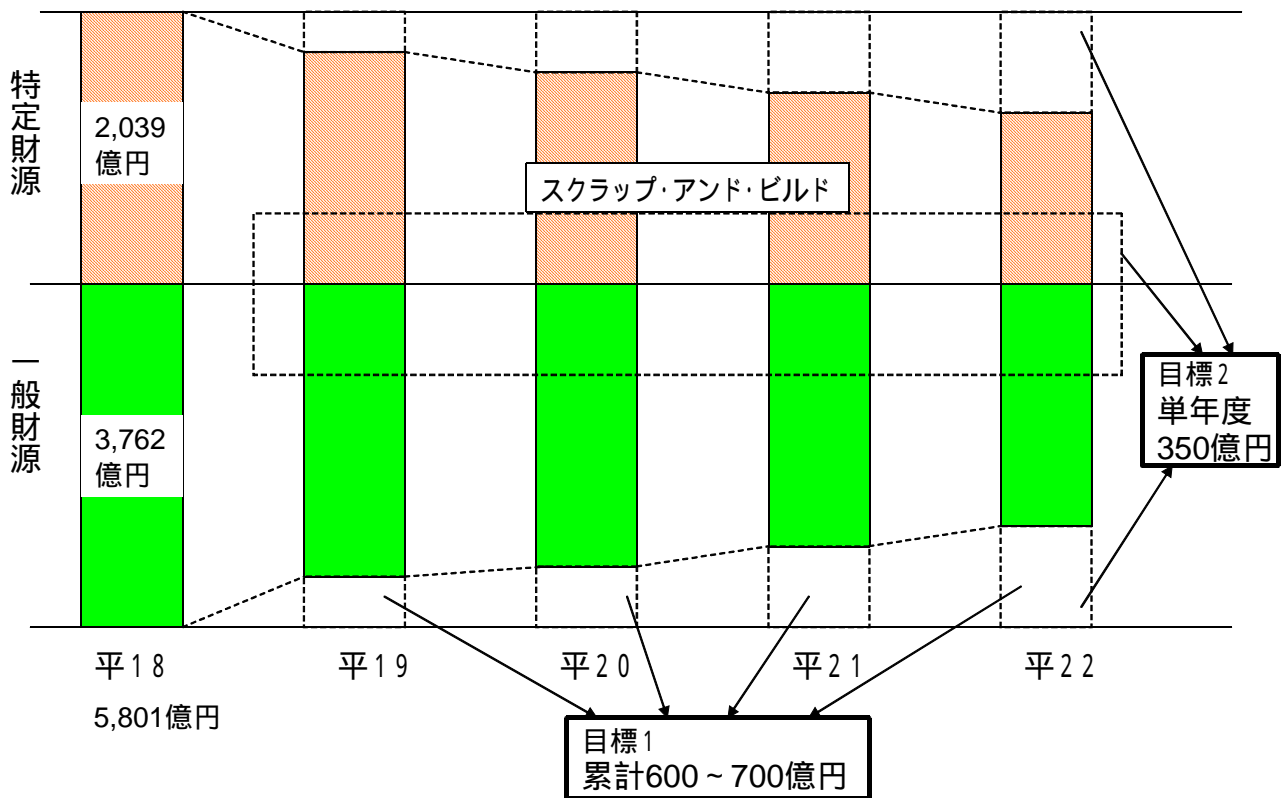
このため、人件費の削減や投資的経費の縮減・重点化、事務事業の見直しの強化に取り組みます。特に、平成19年中に、真に必要な事業か、また県が実施すべき事業かを検証する「事業仕分け」を実施し、平成20年度予算への反映を目指します。

目標2 ～事業の再構築、財政構造の健全化のための目標

平成22年度における対18年度の歳出見直し目標額（事業費ベース） 350億円

※350億円にはスクラップ・アンド・ビルドによる他の事業への振替を含む。

見直し目標のイメージ



〔3〕 具体的な取組み

以下に掲げる取組み（削減額・削減率等）は、あくまで現時点の目標であって、地方交付税の大幅な減少や、大規模な災害に伴う歳出増等により、収支不足が拡大した場合には、さらなる見直しを行うこととします。

歳出面での対策

歳入面での大幅な増が見込めないため、歳入に見合った歳出規模・構造とする改革が不可欠であり、義務的経費を含む全ての歳出の徹底した見直しを行います。

ア 義務的経費

＜見直し目標額 253 億円＞
（うち県費 226 億円）

※県費は一般財源＋起債（以下同じ）

i 人件費

○ 職員数の削減

- ・ 知事部局、教育委員会、警察本部等全ての部門について、適正な定員管理に努め、平成22年4月1日までの5年間で900人（一般会計での効果分は769人）を純減（1）します。特に、事務事業の見直し及び組織の簡素合理化、民間委託の推進等をさらに加速化させることにより、可能な限り縮減の進捗度を高めます。
- ・ 地方分権、市町村合併の進展など、本県を取り巻く環境が大きく変化する中、高度化、多様化する県民の行政需要に迅速かつ的確に対応するため、スクラップ・アンド・ビルドを基本に行政組織の不断の見直しを行います。

○ 職員給与の削減

- ・ 知事、副知事など特別職の給与について、一般職の給与改定や国・他県・民間企業の状況等を考慮しながら適正な管理を行います。
- ・ 一般職の給与については、平成17年の人事委員会勧告を踏まえ、給与構造改革（給料表全体の水準を約5%引き下げ等）を着実に実施するとともに、引き続き、人事委員会勧告の趣旨や国等との均衡を考慮した適正な給与管理を行います。
- ・ 第二期財政改革推進期間中は、次の給与減額を行います。また、毎年度の収支不足や財源調整のための基金の状況をはじめ本県財政の現状等を総合的に勘案し、これ以外の人件費削減について検討を行います。
 - ＊ 知事の給料20%減額
 - ＊ 副知事の給料10%減額
 - ＊ 企業局長、病院局長、常勤監査委員、教育長及び看護大学長の給料5%減額
 - ＊ 管理職手当10%減額
- ・ 効率的な業務運営の徹底により、時間外勤務等の縮減を図ります。

※1 「平成22年4月1日までの5年間で900人」は、前大綱（「宮崎県行政改革大綱2006」）策定時点の目標値であり、本大綱では、目標を平成23年4月1日までの6年間で1,000人（一般会計での効果分は864人）純減することとしている。

ii 扶助費

- ・扶助費は、生活保護費や児童扶養手当給付費など国の基準付けがあるものがほとんどですが、中・長期的に抑制するための手法の検討を行います。

iii 公債費

- ・県債の新規発行額を可能な限り抑制することにより、県債残高の圧縮を図り将来世代への負担を軽減します。
- ・当面の負担を軽減するため、借換債を活用し公債費の平準化を図ります。

イ 投資的経費

＜見直し目標額 4 1 6 億円＞
（うち県費 2 2 3 億円）

- ・公共事業については、緊急性や費用対効果、地域経済への影響、国の動き（国の公共投資の見直しの方向、地方財政計画等）、財源となる起債発行額や県債残高等を踏まえ、一層の縮減・重点化を図ります。
 - * 補助公共事業、地方道路交付金、直轄事業負担金（直轄高速自動車国道事業負担金を除く。）及び県単公共事業（公共施設の維持管理経費を除く。）
・・・毎年度対前年度比 5 % 削減
 - * 直轄事業負担金（直轄高速自動車国道事業負担金）
・・・所要額
 - * 県単公共事業（公共施設の維持管理経費）
・・・所要額

公共事業の状況

	平18当初予算（特別枠を除く）	構成比
公共事業	1, 1 8 9 億円	100.0%
補助公共事業	5 8 1 億円	48.9%
地方道路交付金	1 2 4 億円	10.4%
県単公共事業	1 1 6 億円	9.8%
直轄事業負担金	1 4 1 億円	11.9%
災害復旧事業	2 2 7 億円	19.1%

※ 端数処理の関係で合計額・率が合わないところがある。

- ・一般競争入札の対象範囲の拡大をはじめとした入札・契約制度の見直しや電子入札の推進により、入札・契約の透明化、競争性の向上を図ります。また、公共事業評価や「宮崎県公共事業コスト構造改革プラン」に基づいたコスト縮減の推進により、効率的な公共事業の実施に努めます。
- ・入札・契約制度改革について、着実な実施を図ります。
- ・いわゆる箱物整備については、県民にとって必要性が特に高く、緊急性のあるものを除き、新規着工を凍結します。

ウ 一般行政経費

＜見直し目標額 277億円＞
 （うち県費 219億円）

※スクラップ・アンド・ビルドによる他事業への振替も含む。

補助金をはじめ全ての事務事業について、ゼロベースでの徹底した見直しを行い、既に事業目的を概ね達成しているものや、事業効果、必要性、緊急性が低下しているもの等については、廃止を含め聖域のない抜本的な見直しを行います。このため、『「県民総力戦」による宮崎県予算改革委員会』（仮称）を設置し、(4)に掲げる「事業仕分け」を実施します。また、見直しにより得られた財源を活用し重要施策へ振り向けるなど、施策の「選択と集中」を図ります。

i 補助費等

補助金については、団体の自立を促進する観点からも次のような視点で思い切った見直しを行います。

【 補助金見直しの主な視点 】

- 1) 上乗せ補助金の原則廃止
- 2) 多額の一般財源を要する補助金の見直し
- 3) 長期間にわたり支出している補助金の見直し
- 4) 部局間で整理可能な補助金の見直し
- 5) 各種団体に対する運営費・事業費補助金の見直し
- 6) 市町村との役割分担や市町村の財政力を考慮した市町村補助金の見直し

- ・ 県出資の公社や関係団体等については、「宮崎県公社等改革指針」に基づき統廃合を積極的に進めるとともに、公社等の経営の自立化と効率化を図るため、県関与の見直しに取り組みます。
- ・ 社会保障関係費については、国の基準付けがあるものがほとんどですが、漫然と自然増を放置することなく、治療から予防への運動推進の取組みなどにより中・長期的に伸びを抑制するための手法について検討を行います。
- ・ 協議会等への参加負担金については、参加する意義の薄れている協議会等からの脱退を図ります。

ii 物件費・維持補修費

- ・ 極めて厳しい財政状況を職員一人ひとりが認識し、旅費や需用費、役務費等の経費について情報通信技術（IT）も活用しながら必要最小限となるよう節減に努めます。
- ・ 新たに導入した電子システム等のうち、費用対効果や利用率が低いものについては、当該システム等の廃止を含め、その必要性等について再検討を行うとともに、電子システム関係経費全体の縮減を図ります。また、新規に導入する電子システム等については、費用対効果を精緻に分析し、既に導入した電子システム等との密接な連携を確保した上で、必要不可欠なもののみ最小限の範囲内で導入を図ります。
- ・ 事務の軽減及び経費の節減を図るため、消耗品の調達方法や在庫管理の見直しを行います。

iii その他

- ・ 県と民間、市町村等との適切な役割分担のもと、「アウトソーシング推進指針」を踏まえ民営化や民間委託、NPOとの協働等を推進します。また、公の施設のあり方そのものについて廃止等を含めた見直しを進めるとともに、直営施設につ

いては指定管理者制度の導入を含めた管理運営体制の抜本的見直しを図ります。

エ 特別会計・公営企業会計への繰出金 <見直し目標額 12億円>
(うち県費 12億円)

特別会計・公営企業会計への繰出金の圧縮を図ります。特に、病院会計において人件費や各種経費を見直すとともに収益確保を図るなど抜本的な経営改革を図り、一般会計からの繰出金を抑制します。

オ 執行段階での経費節約等 <見直し目標額 340億円>
(うち県費 340億円)

旅費や需用費、使用料、賃借料、役務費など各経費における執行段階での経費節約を徹底する等により、年度中の歳入増も含めて毎年度85億円程度の財源捻出を図ります。

歳入面での対策

<見直し目標額 24億円>
(うち県費 24億円)

※借換債を含む。

本県の脆弱な財政基盤を改善していくため、自主財源の割合を引き上げていくとともに、本県の最大の財源である地方交付税の所要額の確保に努める必要があります。

ア 自主財源

i 県税

- ・ 県税については、自主・自立を確立するための税の公平・厳正な執行の観点から、貴重な自主財源を確保するため、課税・徴収の両面から、税收確保の取組みをより一層推進し、重点的な滞納縮減策を実施し収入確保を図ります。特に、個人住民税については、平成19年度から本格的に税源移譲が実現されることから、各県税事務所と市町村との連携をより密にし、徴収確保に努めるとともに、県民に対し、税制改正の内容等について正しく理解してもらうための広報に努めます。
- ・ また、産業振興への積極的な取組みにより、中・長期的に県税収入の増を図ります。
- ・ コンビニ収納やインターネット公売、タイヤロック等の新たな取組みについても、さらに工夫を重ねて効果的に活用します。
- ・ 森林環境税や産業廃棄物税については、税の仕組みや用途について広報するとともに、適切な課税・徴収に努めます。

ii 使用料・手数料

- ・ 使用料・手数料については、全般にわたる見直しを徹底し、必要な見直しは毎年度行うとともに、徴収コストに見合わないものについては廃止するほか適正な受益者負担を求める視点から検討を進めます。
- ・ 使用料・手数料の減免のあり方について、公平性等の観点から検討を行います。

iii 財産収入

- ・未利用財産のうち、今後とも利用見込みのないものについては売り払いを行うとともに、売却が困難なもの等は貸付により歳入の確保を図ります。また、県が保有する株券について、法人に対する県関与の必要性等を考慮し売却を検討します。

iv その他

- ・特定目的基金について、基金の設置目的に沿った適切な取崩しや運用益の確保に努めるとともに、県民ニーズの変化により必要性が低下した基金のあり方について廃止を含め抜本的な見直しを行います。さらに、臨時的な財源確保策のための特定目的基金の活用について検討を行います。
- ・関係団体への出資金について、出資の引き揚げ等について検討を行います。
- ・特別会計での事業規模の適正化を図り、繰越金等の余剰資金については、一般会計への繰戻しを行います。
- ・ホームページへのバナー広告や情報誌への広告掲載、施設命名権（ネーミングライツ）など、新たな広告収入の導入を図ります。
- ・インターネットによる広報やATM販売の拡大などにより宝くじ収益金の販売総額の増加を図ります。

イ 依存財源

i 地方交付税

- ・本県歳入の約3割を占める地方交付税について、必要な額が確保されるよう国に対し、機会あるごとに強く求めていきます。

ii 県債

- ・当面の財源確保策として、必要最小限の範囲で行政改革推進債や退職手当債の活用を図ります。

iii 国庫支出金

- ・少ない一般財源により効果的な事業の実施を図るため、有利な国の制度（国庫支出金）の活用を図ります。

財政システムの見直し

ア 「事務事業の見直し」の徹底・強化

財政改革を進めるにあたって最優先に実施すべき「事務事業の見直し」を徹底するため、7～8月を「事務事業見直し強化期間」と位置付け、事業の必要性や緊急性等のもとより、組織や制度設計のあり方にまで踏み込んだ検討のための時間や議論する場を設定するとともに、毎年度フォローアップを行います。

特に、(4)に掲げる「事業仕分け」を平成19年中に実施し、平成20年度予算への反映を目指します。

イ 成果重視の予算編成システム

政策マネジメントシステムで分析した成果や相対評価、整理統合の可能性などの視点を取り入れるとともに、バランスシート・行政コスト計算書等を活用することにより、成果を重視した予算編成システムを検討します。

また、新たな予算措置を伴わず知恵と工夫により県民サービスの向上を図る「ゼロ予算施策」の積極的な推進を図ります。

ウ 予算編成プロセスの見直し

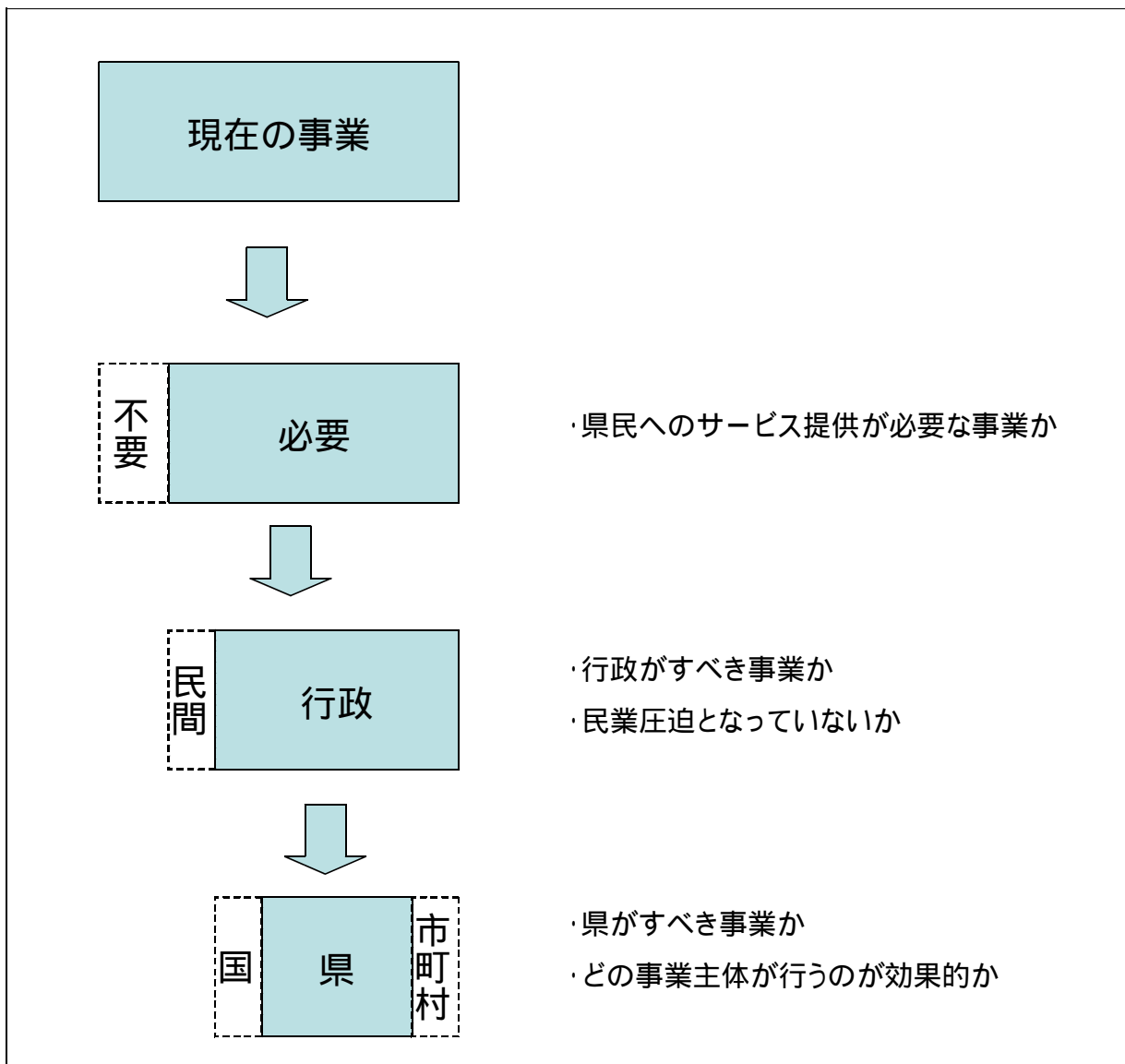
過去の右肩上がり（予算の拡大傾向）の時期の予算編成プロセスを踏襲しているものや、慎重な予算編成を重視するあまり重複・過剰となっている予算編成事務がないかを検討するなど、効果的、効率的な予算編成プロセスへ向けた見直しを行います。

〔4〕 計画推進のための取組み

計画推進のための取組みとして、事務事業の必要性の有無や実施主体のあり方について内容や性質に応じた分類、整理等を行い、県として実施することが適当な事業かを検討するため、外部の意見も採り入れた「事業仕分け」を平成19年中に実施し、平成20年度予算への反映を目指します。

また、毎年度、行財政改革推進本部や行政改革懇談会等において、第二期財政改革推進計画期間中の進捗管理を行い、計画に沿った見直しが行なわれているか確認します。

「事業仕分け」のイメージ



〔5〕 見直し額の内訳

[単位：億円]

（一般財源ベース）

収支不足額	19年度	20年度	21年度	22年度	計
	238	264	278	306	1,086

見直し目標額

（上段は事業費ベース、下段はうち県費（一般財源＋起債））

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	計
人件費の削減	26 (23)	50 (45)	77 (69)	100 (89)	253 (226)
投資的経費の縮減・重点化	44 (23)	85 (46)	125 (67)	162 (87)	416 (223)
事務事業の見直し	56 (40)	65 (50)	74 (60)	82 (69)	277 (219)
繰出金			4 (4)	8 (8)	12 (12)
執行段階での経費節約等	85 (85)	85 (85)	85 (85)	85 (85)	340 (340)
歳入確保対策	19 (19)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	24 (24)
計	230 (190)	286 (227)	367 (287)	439 (340)	1,322 (1,044)

【目標1関連】

（一般財源ベース）

収支不足圧縮に効果のある 見直し目標額	19年度	20年度	21年度	22年度	計
	136	147	182	211	676

収支不足圧縮のため、4年間累計で600～700億円（一般財源ベース）を見直す目標1に対し、676億円の見直し（スクラップ・アンド・ビルドによる他の事業への振替を除く。）を行います。

【目標2関連】

（事業費ベース）

歳出見直し目標額	19年度	20年度	21年度	22年度	計
	211	285	365	437	1,298

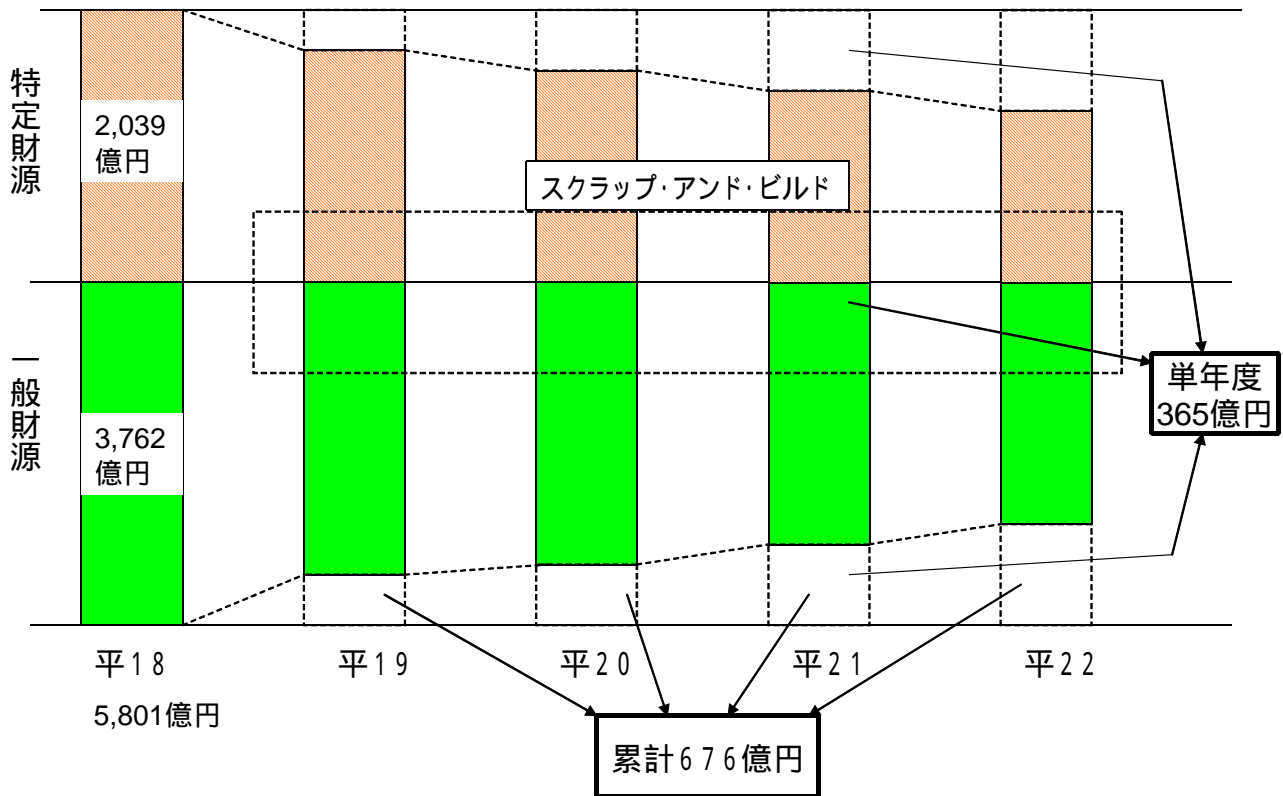
事業の再構築、財政構造の健全化のため、平成18年度当初予算を基準に単年度で350億円（事業費ベース）見直す目標2に対し、平成21年度には365億円の歳出見直し（スクラップ・アンド・ビルドによる他の事業への振替を含む。）を行います。

県債残高の見込み	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
（年度末における残高見込み） ※下段は臨時財政対策債を除いた残高見込み	9,050 (7,535)	9,036 (7,369)	8,955 (7,189)	8,812 (6,958)	8,632 (6,731)

※ 「県債残高の見込み」は、公共事業について(4)の削減を行い、臨時財政対策債を▲10%とした場合の試算値であり、災害復旧事業債や退職手当債、箱物建設の状況等により変動する。なお、臨時財政対策債は、地方交付税の代替財源とされている。

財政課所管4基金残高見込み	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
（2月補正後の残高見込み）	608	506	389	293	198

見直し目標のイメージ



- ※ 「人件費の削減」のうち、職員数の削減は、「財政の中期見通し」に織り込み済みであり、収支不足圧縮には影響しない。
- ※ 「事務事業の見直し」は、スクラップ・アンド・ビルドによる他の事業への振替を含む。
- ※ 「収支不足圧縮に効果のある見直し目標額」は、「財政の中期見通し」で織り込み済みの職員数の削減やスクラップ・アンド・ビルドによる他の事業への振替分を除いた見直し額（一般財源ベース）
- ※ 借換債については、「歳入確保対策」に計上。
- ※ 「財政課所管4基金残高見込み」には、当該年度の2月補正による積立て等を含む。

多額の一般財源を要する事業の例（事業費（一般財源の額）は平成18年度当初予算額）
（単位：億円）

部局名	事業名	事業費（一般財源の額）	
総務部	・庁舎の清掃警備等委託料	3. 1	(2. 9)
	・徴税活動経費	2. 8	(2. 8)
地域生活部	・私立学校振興費補助金	54. 0	(46. 7)
	・県立芸術劇場等関連経費	5. 1	(5. 1)
	・青少年自然の家管理運営委託費	2. 7	(2. 7)
	・廃止路線代替バス等運行費補助金等	2. 5	(2. 5)
	・私立学校退職金基金社団補助金	1. 4	(1. 4)
	・「みやぎの空」航空ネットワーク活性化事業	1. 1	(1. 1)
福祉保健部	・県立病院一般会計繰出金	57. 5	(57. 5)
	・県立看護大学運営費	10. 0	(6. 9)
	・老人福祉施設等整備事業	5. 8	(1. 9)
	・健康づくり推進センター管理運営委託料	1. 8	(1. 8)
	・身体障害者施設整備事業	4. 0	(1. 3)
	・看護師等確保対策事業	3. 3	(1. 1)
環境森林部	・浄化槽整備事業	4. 1	(4. 1)
	・森林整備地域活動支援交付金	6. 2	(2. 1)
	・林業担い手対策基金事業	2. 0	(1. 8)
	・県営林特別会計繰出金	1. 7	(1. 7)
商工観光労働部	・経営指導員等設置費	13. 6	(13. 6)
	・企業立地促進補助金	12. 5	(12. 5)
	・工業技術センター運営管理費	1. 6	(1. 6)
	・経営支援事業費	1. 4	(1. 4)
	・中小企業金融円滑化補助金	1. 4	(1. 2)
	・中小企業団体中央会補助金	1. 1	(1. 1)
農政水産部	・元気みやぎ園芸産地確立事業費	2. 3	(2. 3)
	・総合農業試験場本場管理費	1. 5	(1. 5)
	・ブロイラー価格安定基金強化事業	1. 4	(1. 4)
	・活動火山周辺地域防災営農対策事業費	1. 2	(1. 2)
	・密漁防止体制強化対策事業	1. 1	(1. 1)
教育委員会	・県立学校耐震対策事業	9. 4	(5. 9)
	・教育のIT化事業	3. 0	(3. 0)
	・国際理解教育推進事業	2. 2	(2. 2)
	・美術館管理運営費	2. 1	(2. 0)
	・国体等に向けた選手強化事業	1. 7	(1. 7)
	・博物館管理運営費	1. 6	(1. 5)
	・考古博物館管理運営費	1. 4	(1. 4)
警察本部	・信号機新設、道路標識及び道路標示等整備費	5. 1	(4. 2)
	・警察業務電算化推進事業経費	4. 2	(3. 6)
	・警察庁舎及び宿舍維持管理費	3. 0	(2. 5)
	・警察官等の被服購入費	1. 5	(1. 5)
	・警察活動経費等	4. 8	(1. 4)
	・信号機等のデサインポール共架整備費	1. 0	(1. 0)